

令和6年度会報 No.6

大槌商工会

上閉伊郡大槌町新町38-1
TEL:0193-42-2536
FAX:0193-42-3424

www.shokokai.com/otsuchi/

発行日：令和7年1月27日

新年明けましておめでとうございます。旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、おおつち産業まつりは前年を上回る盛況ぶりとなり、青年部・女性部の活動も活発化してまいりました。地域イベントも様々な主体によって開催され、コロナ禍から脱却するという地域振興・交流への意識の高まりを感じております。

一方、経済状況は依然として厳しい状況が続いております。岩手県沿岸部の有効求人倍率は、内陸部と比較して低く、コロナ禍からの回復が遅れています。天候不順による仕入価格の上昇や、最低賃金の大幅な引き上げ対応に苦慮された事業者も多かったことと思います。

今年の経済見通しとしては、エネルギー価格や原材料価格の高止まりが続くと予想されます。また、行政や大手企業においては、デジタル化が加速し、紙ベースの業務から脱却していくことが求められるでしょう。昨年末に話題となった103万円の壁問題をはじめ、労働環境の整備や生産性向上など、企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

この変化に対応し、商工会では職員や専門家を活用して会員の皆様のデジタル化、労働環境の整備、生産性向上を支援しております。どうぞ商工会をご活用ください。

大槌町は従来の農水産物の他に大槌サーモンやジビエなど新たな地域資源が生まれている地域です。また、歴史や郷土料理、郷土芸能など、地域の魅力が強みだと感じています。

会員の皆様におかれましても、これらの課題に対して地域の強みを活用し、連携して積極的に取り組んでいただき、共に大槌町の経済活性化に貢献してまいりましょう。

最後になりますが、本年も皆様の健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

令和7年 元旦 大槌商工会 会長 後藤 力三

岩手県商工会等 職員募集



1 採用時期及び採用予定者数等：

令和7年4月1日 採用4名
名簿登載者 若干名

2 募集職種：経営支援員

3 受験資格：

大学、短大又は高校卒業者で、原則として
令和7年4月1日現在満44歳未満の者。
45歳以上の方は、要相談。

4 試験

(1) 一次試験 令和7年2月20日(木)

試験会場 岩手県商工会連合会館

(2) 二次試験 令和7年2月27日(木)

試験会場 岩手県商工会連合会館

○ 面接試験

5 応募方法

(1) 締切 令和7年2月14日(金) 正午必着

(2) 提出書類：下記①、②及び③の書類を郵送又は、
岩手県商工会連合会までご持参下さい。

- ① 履歴書 写真を添付してください。
- ② 職務経歴書(他社等で職歴のある方・任意様式)
- ③ 卒業(見込)証明書

【申込み先・問い合わせ】

岩手県商工会連合会館

商工会支援グループ

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目3-8

TEL: 019(622)4165

詳細は岩手県商工会連合会のホームページ

(<https://www.shokokai.com/>) でご確認ください。📄📄



令和6年分確定申告のお知らせ

確定申告は マイナポータル連携で 自動入力



一度ご利用いただくと そのメリットを実感！翌年以降はさらに便利♪

マイナポータル連携のメリット

利用した方から驚きの声！

- ✓ 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ✓ 確定申告書の該当項目へ自動入力
- ✓ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ✓ 書類の管理・保管が不要

確定申告書の作成時間が短縮！
医療費やふるさと納税のデータが自動で連携されて入力の手間もミスもなく安心♪



マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- 給与所得の源泉徴収票*
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

*「給与所得の源泉徴収票」の権利が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出しているなどの条件があります。



控除関係

- 医療費
- ふるさと納税
- 社会保険(国民年金保険料・国民年金基金掛金)
- 生命保険
- 地震保険
- iDeCo(個人型確定拠出年金)
- 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係

◎申告はお早めに！

所得税・贈与税の申告・納期限

令和7年3月17日(月)

個人事業者の消費税・地方消費税の
申告・納期限

令和7年3月31日(月)

◎納税は便利な振替納税で！

所得税の振替納付日

令和7年4月23日(水)

消費税・地方消費税の振替納付日

令和7年4月30日(水)

書かない！確定申告！ マイナンバーカードでe-Tax



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成！



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる！

※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

- 自宅から申告可能
- 確定申告期間24時間利用可能
- 申告書がデータで取得可能
- 送付書類提出不要
- 早期還付(3週間程度で還付)

※e-Taxの5つのメリットは、マイナンバーカードの活用により実現されています。国税庁 (法人番号7030012050002)

令和3年1月から
Webで完結

振替依頼書が オンラインで 提出できます!!



国税の振替納税を利用するには、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありましたが、令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できます。
お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。

← 書面では → オンラインでは →



書類に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印



金融機関又は税務署に書面で書類を提出



- ✓ 金融機関又は税務署に書面で提出不要！
- ✓ 振替依頼書記載不要！
- ✓ 金融機関届出印不要！
- ✓ 電子証明書不要！

利用可能税目

- ◇ 申告所得税及び復興特別所得税
 - 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分
 - 予定納税(1期、2期)分
- ◇ 消費税及び地方消費税(個人事業者)
 - 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分



釜石税務署管内税務関係団体協議会

〔会長〕釜石商工会議所 会頭 山 元 一 典

釜石商工会議所 (公社)釜石地区法人会 釜石間税会	遠野商工会 東北税理士会釜石支部 岩手県酒造組合釜石支部	大槌商工会 釜石税務署管内青申連 釜石小売酒販組合
---------------------------------	------------------------------------	---------------------------------

決算個別指導会ご予約ください

大槌商工会では令和6年分の決算書及び確定申告書の指導会を下記の日程で行います。税理士の派遣日程の都合上、**ご希望の方は必ず電話（42-2536）にてご予約をお願いします。**（2/5までに決算指導を受けた方は手数料を2,200円割引）なお、3月7日以降は、税理士法上、本会職員の決算指導は法違反となりますので了承願います。日程予約は、先着順とし、**2月28日までの予約受付**とします。

1. 期 日：令和7年**1月15日(水)～3月7日(金)** 但し、土・日・祝日は除く
【午前】9時～正午 【午後】13時～17時
2. 場 所：大槌商工会（新町38-1）
3. 持参書類：諸帳簿、保険関係控除証明書(生保・損保・火災・地震・小規模・国民年金等)
令和4年～5年分決算書・申告書の控、マイナンバー等
※売上・仕入・経費等の合計額が整理されていない場合指導できません。

中小企業庁 令和6年度補正予算の概要（中小企業に対する補助金関係）※申請開始日等詳細未定

1 小規模事業者（※）持続化補助金

商工会等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取り組みを支援する。

※従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

類型/枠	一般型			創業型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	「特定創業支援等事業による支援」を受けた日及び開業日（設立年月日）が公募締め切り時から起算して過去3か年の間であること。
補助上限	50万円	50万円上乗せ	150万円上乗せ	200万円※インボイス特例適用可
補助率	2/3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3/4			2/3
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費			

2 IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援

枠/類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費(保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化)		ハードウェア購入費	クラウド利用料(最大2年分)	IPA「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」掲載のサービス利用料(最大2年分)

補助額	ITツールの業務プロセスが ・1～3つまで: 5～150万円 ・4つ以上: 150～450万円	(a)インボイス枠対象経費:同右 (b)消費動向等分析経費:50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費:200万円	ITツール: 1機能:～50万円 2機能以上: ～350万円 PC・タブレット等: ～10万円 レジ・券売機等: ～20万円	～350万円	5～150万円
補助率	中小企業:1/2 最低賃金近傍の事業者:2/3	(a)インボイス枠対象経費:同右 (b)・(c):2/3	～50万円以下:3/4 (小規模事業者4/5) 50～350万円:2/3 ハードウェア購入費:1/2	大企業:1/2 中小企業:2/3	中小企業:1/2 小規模事業者:2/3

3 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
概要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
基本要件	中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、 ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。 ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。	
補助上限	・5人以下 750万円 ・6～20人 1,000万円 ・21～50人 1,500万円 ・51人以上 2,500万円	3,000万円
	大幅賃上げ特例(補助上限額を100～1,000万円上乘せ。 ※大幅な賃上げ: (1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 (2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準	
補助率	中小企業:1/2、小規模・再生:2/3 最低賃金引上げ特例:2/3	中小企業:1/2、小規模:2/3 最低賃金引上げ特例:2/3
	最低賃金引上げ特例:2/3 ※指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者	
対象経費	<共通>機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	

4 事業承継・M&A補助金

中小企業等の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、事業承継に際しての設備投資や、M&A・PMIの専門家活用費用等を支援

枠/概要	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者

補助額	800～1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型： 600～800万円※1 2,000万円 ※2	PMI 専門家活用類型： 150万円	150万円	
		売り手支援類型： 600～800万円 ※1	事業統合投資類型： 800～1,000万円		※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
		※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ		
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者： 2/3	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3	
対象経費	設備費、産業財産権等 関連経費、謝金、旅費、 外注費、委託費等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)	

5 中小企業省力化投資補助事業

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援。

	カタログ注文型	一般型
要件	清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。	業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。
補助上限	5人以下 200万円(300万円) 6～20人 500万円(750万円) 21人以上 1000万円(1500万円)	5人以下 750万円(1,000万円) 6～20人 1,500万円(2,000万円) 21～50人 3,000万円(4,000万円) 51～100人 5,000万円(6,500万円) 101人以上 8,000万円(1億円)
補助率	1/2	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3 1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ(小規模・再生事業者は除く。)
活用イメージ	<p>カタログ注文型</p> <p>・自動券売機 ・無人搬送車</p> 	<p>一般型</p> <p>・カスタマイズ機器 ・ソフト+ハード</p> 

6 中小企業新事業進出促進事業

企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

要件	<ul style="list-style-type: none"> 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦 ※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること 付加価値額の年平均成長率+4.0%以上増加 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最賃の直近5年間の年平均成長率以上、又は、給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 事業所内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上水準 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等
----	--

補助上限	従業員数 20 人以下 2,500 万円(3,000 万円) 従業員数 21～50 人 4,000 万円(5,000 万円) 従業員数 51～100 人 5,500 万円(7,000 万円) 従業員数 101 人以上 7,000 万円(9,000 万円) ※補助下限 750 万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50 円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
対象経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費

【補助金を活用する上での注意点】

補助金は、企業の成長を後押しする素晴らしい制度ですが、申請から受給、そして事業終了後の報告まで、様々な注意点があります。

<申請前の注意点>

- 1 公募要領の徹底理解:
 - 対象となる事業、補助率、申請期限など、公募要領の内容は年度や公募ごとに異なります。最新の公募要領を入手し、隅々まで確認することが重要です。
- 2 事業計画の具体性:
 - 事業計画は、審査の際に最も重要視される部分です。具体的な数値目標や、達成するための具体的な施策を盛り込むことが大切です。
- 3 他の補助金との重複:
 - 他の補助金と重複して申請することはできません。過去に受給した補助金や、現在申請中の補助金がないか、しっかりと確認しましょう。
- 4 スケジュール管理:
 - 申請期間は限られています。申請に必要な書類の準備や、事業計画の策定など、スケジュールをしっかりと管理することが重要です。

<申請後の注意点>

- 1 交付決定後の手続き:
 - 交付決定後には、契約手続きや、銀行口座の開設など、様々な手続きが必要になります。関係機関と密に連携し、手続きを進めましょう。
- 2 事業計画の遂行:
 - 交付決定後も、事業計画に沿って事業を遂行していく必要があります。定期的に進捗状況を報告し、必要に応じて計画を変更することもあります。
- 3 実績報告:
 - 事業終了後には、実績報告書を提出する必要があります。事業計画との差異や、得られた成果などを詳細に報告します。

<その他の注意点>

- 1 不正受給:
 - 虚偽の申請や、不正な経費の支出は厳禁です。万が一、不正が発覚した場合には、補助金の返還を求められるだけでなく、今後の補助金申請ができなくなる可能性もあります。
- 2 事業終了後の成果:
 - 補助金は、企業の成長に繋がるような事業に対して交付されます。事業終了後も、継続的に事業に取り組み、成果を出していくことが重要です。

【補助金活用におけるメリット・デメリット】

メリット	デメリット
設備投資や人材育成などの費用を補助してもらうことができる	申請手続きが煩雑
新しい事業に挑戦できる	事業計画通りに進まない場合がある
企業の競争力強化につながる	成果を上げるためのプレッシャーがある

今からでも遅くはない 企業経営者の味方 戦う弁護士がリアルに語る！

労務リスク対策セミナー

「労務トラブル発生時の対応について」

この度、労務トラブル発生時の適切な対応について学ぶためのセミナーを開催いたします。

労務問題は企業運営において避けて通れない課題であり、迅速かつ適切な対応が求められます。本セミナーでは、経営者側に立って、日夜ご活躍されている岸田弁護士を講師にお招きし、具体的な事例を交えながら、労務トラブルの解決策や予防策について詳しく解説いたします。

【セミナー内容】

1. パワハラ編
業務指導のつもりがパワハラ？ 加害者やその上司の責任とは？
2. セクハラ編
セクハラが原因でメンタル疾患になったといわれたら？
セクハラ事案の留意点
3. カスハラ編
カスハラへの対応や従業員への安全配慮義務とは？
4. 不当解雇・懲戒解雇編
合意退職つもりが解雇？ 懲戒解雇をする際の留意点

労務トラブル
発生時の対応を
ご案内します。



2025年 **2月6日** (木) 15:00~17:00

受講
方法

WEBセミナー Zoomによるオンライン配信セミナー

参加
無料

対象者

経営者・管理者の皆さま

講演講師

杜若 (かきつばた) 経営法律事務所

パートナー弁護士 岸田 鑑彦 氏

慶應義塾大学法学部法律学科卒業 明治大学法科大学院卒業

弁護士登録(第一東京弁護士会所属)

企業法務。特に労働事件を使用者側に立って数多く取り扱い、労働組合などにも対応

【主な著作・執筆】

- ・労務トラブルの初動対応と解決のテクニック
- ・2019年5月成立のパワハラ対策法に対応! 事例で学ぶ
パワハラ防止・対応の実務解説と Q&A (共著) 他 多数

申込
締切

2025年2月5日
17:00 まで

※定員になり次第締め切りとさせていただきます。
いただく場合があります。

① 下記 URL または右の二次元コードから申込フォームへアクセス下さい

https://zoom.us/webinar/register/WN_FRR9whOqTISjIBJm3y1W2A

② 必要事項に入力していただきましたら【送信】を押してください

*ご参加には「e-mail アドレス」が必要となります

*「申込コード」欄へは「SHOKOKAI01」とご入力ください

③ 申込後、当日参加用の URL が記載されたメールが届きましたら登録完了となります

***視聴端末 1 台につき 1 つのメールアドレスが必要となり、複数の端末での視聴は出来ません。**

・申込後、ご記入いただいたメールアドレスに「@zoom.us」より、登録確認メールが配信されます。

こちらのドメインからのメールを受け取れるよう変更をお願いします。登録完了のご案内のメールが届きましたら登録完了となります。

*セミナー当日は、開催時間の 30 分前から接続可能です。

*開催時間の間際になると回線が込み合う可能性もございます。早めの接続をおすすめしております。



・録画録音やチャットでの誹謗中傷等は固く禁止させていただきます。発見された場合はご退場いただく場合もございます。

<お客様情報のお取り扱いについて>

ご記入いただきました内容は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（関連会社・提携会社・代理店・扱者含む）からの各種商品・サービスのご案内、及び各種情報提供・運営管理に活用させていただきますのでご了承ください。

お仕事募集しています！ 手作業・軽作業の事なら おまかせください！

社会福祉法人大槌町社会福祉協議会が運営している
「ワークフォローおおつち」は、障害者総合支援法に基づく
就労継続支援 B 型事業所です。

地域で暮らす障がい者の就労をサポートしています。
地域の企業・個人様などからの各種作業のご依頼をお待ちしています。

釜石・大槌地区の企業事業所様からの実績あります。
専門スタッフが丁寧に指導しています。



【これまでの作業の実績】

- 部品の組み立て
- 缶詰のシュリンク加工
- シール、ラベル貼り
- 薪の箱詰め作業
- 広報折込作業 など

作業についてはお気軽にお問い合わせ
ください！

お仕事のご依頼・ご相談は

社会福祉法人大槌町社会福祉協議会 TEL 0193-41-1511
FAX 0193-41-1512

〒028-1112 大槌町大町9番50号

ワークフォローおおつち TEL・FAX 0193-42-7464